

第546回広島地方最低賃金審議会  
議事録

令和5年3月17日(金)

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

## 第 546 回広島地方最低賃金審議会 議事録

### 日時

令和 5 年 3 月 17 日（金） 9:55～10:27

### 場所

広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室

### 出席者

#### 【公益代表委員】

三井会長、酒井会長代理、井上委員、岡田委員、村上委員

#### 【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、角委員、橋本委員、山崎委員、

#### 【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

#### 【事務局】

阿部広島労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、  
坂本賃金指導官、吉川労働基準監督官

### 議題

- (1) 広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定について
- (2) 広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について
- (3) その他

### 議事

#### 三井会長

それでは定刻より早いのですが、関係各位、皆さんお揃いになりましたのでただ今から第 546 回広島地方最低賃金審議会を開会させていただきたいと思  
います。

それでは、まず事務局の方から、本日の各委員の出席状況の報告をお願いい  
たします。

#### 毛利賃金室長補佐

本日の審議会の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名、労働  
者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名の計 15 名の委員に御出席をいただい  
ております。開催に当たっての、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数  
を満たしておりますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報

告申し上げます。

また、本審議会は、広島地方最低賃金審議会運営規程第6条の規定に基づきまして、原則として公開の会議とさせていただきます。その議事録につきましても、発言者名を含めまして、公開とさせていただきますこととなっておりますので、御了解をお願い申し上げます。

なお、去る3月3日から3月9日までの間、本審議会の公開に係る公示を行ったところ、傍聴の申込みはございませんでした。

以上でございます。

### 三井会長

ありがとうございます。それでは、早速ですね、議事の(1)でございます。「広島県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止決定」について審議したいと思っておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

### 坂本賃金指導官

それでは説明させていただきます。本年度の広島県特定最低賃金の改正につきましては、お手元に机上配布した資料の「令和4年度広島県最低賃金審議経過一覧」及び資料No.2、ページ番号2の「令和4年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する官報公示(写)」のとおり、令和4年12月1日付け官報に公示され、改正審議のあった7業種全ての特定最低賃金が改正され、令和4年12月31日に発効となりました。

なお、8業種の特定最低賃金に係る全国の改正状況につきましては、資料No.3-1から3-8、ページ番号3から10にお示ししております。

特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

つきましては、本年度の広島県特定最低賃金の改正が終了したことから、7業種の特定最低賃金専門部会の廃止について、御審議をお願いいたします。

### 三井会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明のとおり、本年度の特定最低賃金の改正は、全て終了いたしましたので、7業種の特定最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

### 三井会長

はい、異議なしということで、御承認いただいたものと認めます。それでは、7業種の特定最低賃金専門部会の廃止を決定させていただきたいと思えます。これに関しまして、事務局から何か補足説明等ございますでしょうか。

### 毛利賃金室長補佐

ただ今、7業種の特定最低賃金専門部会の廃止を決定していただきましたので、本審委員以外の特定最低賃金専門部会委員の皆様方には、速やかに解任通知を送付させていただきます。

なお、本日御出席の本審委員の皆様方につきましては、先ほど各専門部会の廃止を御確認いただきましたので、解任通知の送付は行わないこととさせていただきますので、御了解をお願いいたします。

### 三井会長

はい、ありがとうございました。つづきまして、議事の(2)でございますが、「令和5年度広島県特定(産業別)最低賃金の改正の申出に関する意向表明について」に移りたいと思えます。

それでは、事務局から、御説明をお願いします。

### 坂本賃金指導官

広島県特定最賃に係る改正の申出に関する意向表明について御説明いたします。令和5年度広島県特定最低賃金の改正の申出に関する意向表明につきましては、お手許の資料No.4及び資料No.5-1から5-8、ページ番号11から20にありますとおり、設定されている8業種全ての特定最低賃金の改正申出及び1業種の新設申出に関する意向表明が、広島労働局長あてに書面で提出されております。

申出は、例年6月中旬から7月初旬にかけての期間を目途にお願いしておりますので、今後、疎明資料を添付して正式に申出がなされた場合は、事務局で内容を点検させていただいた後に、御審議をいただくこととなります。

なお、特定最低賃金の改正申出において、参考となります各設定業種に係る適用労働者数及び適用使用者数につきましては、資料No.6、ページ番号21から22にお示ししております。

以上です。

### 三井会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局の資料説明も踏まえまして意向表明をされた労側委員から説明をお願いしたいと思います。

それでは、労側委員よろしく願いいたします。

### 橋本委員

はい、私のほうから意向表明をさせていただきます。いま事務局から報告いただいたように、本年8業種の改正の申出の意向表明を提出させていただきました。

また、本年は、「広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業」を新たに設けることを目的に、意向表明を提出いただいております。

新設の理由といたしましては、「広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業」においても、業種の特性や働き方など、「各種商品小売業」との共通点は多く、また、両者とも産業としての役割の大きさ、存在意義、新たな利便性の創造、社会への貢献など、どの角度から今やなくてはならない産業であることからです。このことから「各種商品小売業」並びに「広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業」は、地方最低賃金を適用するのではなく、地賃に優位性を持った特定産業別の最低賃金を適用すべきという考えのもと、意向表明させていただいております。労働者の皆さんも、よりよい物をより安く提供できるように、時間給で働く従業員であっても作業のスピードアップや、ひとりで何役も業務をこなすなど、日々努力を重ねています。商品を提供するだけでなく、お客様が気持ちよく買い物できるように、技術や知識に習得にも努めています。これまでも実績があるように、災害やパンデミックなどの発生時であっても業務を優先しており、地域住民の暮らしを守るエッセンシャルワーカーといっても過言ではありません。カスタマーハラスメントなど、様々なハラスメントに遭遇することもあり、心身ともに重労働になることも多々あります。など日々、努力を積み重ね頑張っていますことを付け加えておきます

なお、お示ししておりますとおり、8業種については、4業種が、労働協約ケース、残りの4業種が公正競争ケースとなっております。また、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業については、労働協約ケースで進めていきます。最後に、これから、6月末までの申し出までに書類を準備し、提出させていただきます。

繰り返しになりますが、特定最賃として、取扱いがあるのであれば、業種として適用することを認めていただきたいと思いをもちて表明します。

以上でございます。

### 三井会長

はい、ありがとうございました。ただ今、特定最低賃金の改正につきまして労側委員から意向表明がございました。その前に、事務局からも説明もありましたが、これに対して御意見、御質問はございませんでしょうか。

### 中野委員

よろしいですか。

### 三井会長

はい、お願いいたします。

### 中野委員

まず、意向表明されることは御自由ですけど、昨年改定の必要性無しとした各種商品小売業について、運動論としてなのかわかりませんが、出されることにびっくりしています。しかしながら我々といたしましては、各種商品小売業については、今回も必要性無しとっております。また我々は以前よりその屋上屋を重ねる特定最賃は必要ないということを言っておりますので、今回残っております7業種についても、すぐ必要性ありか無しかというのが、なかなか決めづらい部分もあるのかなということで、それぞれ7業種に所属されている業界の方たちの意見も聞いてと考えております。例年どおり県最賃の決定する時期に、必要性あり無しという回答をさせてもらっているんですが、審議が延びる可能性もあるということで、急遽その時に言っても申し訳ないので、事前にそういう状況の可能性があるとということで御理解いただければと思っております。また、今回新設として百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業ということで、これを出されたのが各種商品小売業がなくなるから出されているのかよくわからないけれど、逆に範囲が広がっているのかなと思っております。ただ先程申しましたように屋上屋を重ねる特定最賃は必要ないと思っておりますので新設については、100パーセントございませぬし、7業種についても、7業種が必要性ありかどうかという結論に至るかどうかもわかりませぬ。以上の状況でございます。

### 三井会長

はい、ありがとうございました。今、使側委員から御意見いただきました。

それを受けて労側委員なにか御意見ございますか。

労側委員の意見を受けましたので、これを踏まえまして来年詳しく審議をすることになるかと思っております。それではわかりました。特定最賃の改正申出に関する意向表明を労働者側から受けたということで、この議事は一応終了とさせていただきます。

その他に、委員の皆様から何か御発言等がございますか。

#### 橋本委員

特に、ございません。

#### 三井会長

はい、それでは、議事の（３）「その他」に移りたいと思います。  
事務局から、御説明をお願いします。

#### 石井賃金室長

はい。私のほうから大きく３点御説明させていただきます。まず１点目ですけど、「広島地方最低審議会会議公開要綱」の改定でございます。事務局で作成しました改正案をお配りさせていただきたいと思います。会長よろしいでしょうか。

#### 三井会長

よろしくをお願いします。

#### 石井室長

じゃあ、着座させていただきます。ただ今、お手元にお配りしたものが、公開要綱の改正案でございます。御説明します。

まず、第２条ですけれども、公開する審議会等の傍聴人募集方法につきまして、広島労働局ホームページ掲示の追加をいたします。傍聴人募集を多くの方が見ることができるようにするためです。

次に第３条、傍聴人申込方法を、ファクシミリを廃止いたしまして、電子メールを追加します。政府が原則ファクシミリの禁止ということを指示しているということから、電子メールを追加しました。

最後に、第４条ですが、抽選結果の通知も電子メールによる方法を追加しました。以上、御説明しました改正案につきまして、御審議をお願いいたします。

#### 三井会長

ただ今事務局から提案がございました公開要綱の改正の件につきまして御審議願いたいと思います。何か御意見ございませんでしょうか。

#### 長谷川委員

今回の改正については、電子メールという形で方向性はいいと思うのですが、

今お話があった政府からの語り掛けというのは、審議会についてなのか、ファックス自体は、行政的なお話として使えなくしようというのかそこを教えてください。

### 石井賃金室長

審議会だけということではなくて、行政の事務に関しては、ファックスは原則使わないといったことでございます。

### 三井会長

他に何かございませんでしょうか。

そのほかに御意見はないようですので、広島地方最低賃金審議会公開要綱改正の件につきましては、各委員の御了承が得られたということで理解させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

### 三井会長

はい、ありがとうございます。それでは事務局は要綱を配付してください。今後、公開要綱に基づきまして、運営が図られることとなりますので、各委員各位におかれましては、この点を御承知おきいただきたいと思っております。

(公開要綱を配付)

### 三井会長

事務局から、続きを説明してください。

### 石井賃金室長

はい。2点目は、令和5年度の審議会開催スケジュールについてでございます。お手元にお配りしております「令和5年度 地域最低賃金審議会・専門部会スケジュール（事務局案）」を御覧ください。右半分が、令和4年度の実績で、左半分が令和5年度の予定です。あくまで案としての御提案でございます。

例年、広島県最低賃金は、10月1日発効を目標に御審議をいただきまして、例年はそのとおりに実現しております。発効までには、最低賃金法第11条に定める15日間の異議申出期間、同法第14条に定める30日間の官報公示期間等必要期間を要しますので、こういった日数を考慮した上で御審議いただく必要があります。その流れをこの表を使い、簡単に御説明いたします。

「令和5年度予定」を御覧ください。



中央の状況について、本省の方から情報をいただきまして、それを盛り込んだものを作成しております。

令和5年度の広島県地方最低賃金審議会におきましては、1回目の第547回本審を7月3日(月)に、第548回本審を7月31日(月)、同日第1回目専門部会以降、具体的な金額審議をしていただきます。十分に審議を尽くすためにも4回の専門部会を予定しております。8月4日(金)の第549回本審で答申をいただきますと、15日間の異議申出期間を挟み、遅くとも8月22日(火)に本審において改正内容が決定しますと、官報公示手続きを経まして8月31日に官報公示、30日経過後の10月1日に指定日発効するという流れになります。

ここで一つ御留意いただきたいのは、もし例年どおり7月28日に中央の方で目安答申がなされれば、7月31日の本審において目安額の伝達ができます。ただ、仮に、中央の目安答申が7月31日にずれ込んだ場合は、状況にもよりますが、目安伝達のためにのみ本審を開催することはせず、前回と同様に目安額の伝達は、第2回専門部会において行わざるを得ないと考えております。

もともと、8月7日(月)の午前中に審議会の答申をいただいた場合でも10月1日に発効できますことから、もしも審議が長引いた場合のために8月7日(月)を予備日としております。

皆様方は第55期広島地方最低賃金審議会委員でございますので、令和5年度の審議は、次期第56期の方に御審議をいただくこととなります。来期の委員に推薦されておられます委員におかれましては、現時点では予備日も含め7月3日、31日、8月4日、7日、22日、23日についての日程確保をよろしく願います。正式なスケジュールは4月以降改めて御通知させていただきます。

そして最後の3点目ですけれども、令和4年11月以降、広島労働局長、又は、賃金室に対して、労働組合等3つの組織から広島県最低賃金の再改定に係る要請がなされておりますことを御報告いたします。その要請文の写しを資料として、資料7-1から7-4、通し番号23ページから27ページをお付けしております。事務局からは、以上です。

### 三井会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の事務局説明について、御質問はございますか。

それでは、全体を通して何かご意見、御質問はございますでしょうか。

(質問なし)

### 三井会長

それでは、ここで阿部労働局長から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、阿部労働局長よろしく、お願いいたします。

## 阿部労働局長

審議会最後に一言御礼を申し上げます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。

委員の皆様方には昨年7月1日に今年度1回目の審議会をお願いしたところでございます。7月22日に中賃の目安額が示され、8月1日から暑い中、熱心に審議をいただいたところでございます。8月5日に31円引き上げ、930円の答申を頂いたところでございます。また、特定最賃につきましても、9月下旬から10月末まで取りまとめていただきました。県最賃につきましては、10月1日に、特定最賃についても12月31日にすべて発効ということで、スケジュールどおり進めていただいたかなと思っております。ありがとうございます。それを踏まえまして、年を明けてから私ども監督署の方で最低賃金の履行確保ということで、監督指導させていただいているところでございます。

最後に、いろんな団体から最低賃金を再度何とか引き上げてくれという、要請もあったとのことですが、上げた賃金をちゃんと守っていただくのが大事です。という答えをさせていただいております。皆様方が真摯に御議論いただいた結果ですのでまずそれを担保するところをやった上で、また、次のスケジュールの中でしっかりした次の対応ということで思っております。

一昨日、政労使会議が官邸でありました。次は、総理が加重平均1,000円を目指すんだということをおっしゃったと聞いております。そういった流れも次年度の中賃の中では議論されるんだろうと思います。そんな中で、どんなふうにも次年度は話が来るかわかりませんが、そういった流れも含めて答申を改めてお願いすることになろうかと思っております。

雇用情勢で言えば、コロナの状況が少し落ち着いて、雇用情勢としても少しいい雰囲気動いているところでございます。ただ、今申し上げた中では、物価高の関係とか、あと、ウクライナの問題とか、円安とか、いろんな経済情勢に係る動きもあります。

そういう中で、我々もそうですけど、皆様方もそれぞれの立場でいろんな御意見いただけるのではないかと思っております。次年度も引き続き御提案をお願いできればと思っております。また、今年度退任される委員の方々には本当に大変お世話になりました。ありがとうございます。

私共といたしましても、できるだけ委員の皆様方が議論いただけるよう対応させていただいているところですが、もし、失礼があったらお許しいただければと思います。次年度もまた活発な御議論いただけますよう、お願い申しまして、審議会最後でございますので、挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました

### 三井会長

どうもありがとうございました。それでは最後に事務局の方から何かございますか。

### 石井賃金室長

はい、今回の審議会をもちまして退任される委員の方が2名いらっしゃいます。

公益代表井上道委員、そして労働者側代表の角直樹委員です。一言御挨拶をいただきたいと思います。そして、最後に、三井会長より今日は、今年度最後の審議会となりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

### 井上委員

井上です。6年間3期させていただきました。推薦いただいていた出身団体の都合もありまして、再任かなわずということで、退任となりました。労使双方委員の先生の真摯な御議論を拝聴する機会を得まして、誠にいい経験と大変勉強になりました。ありがとうございました。

### 角委員

はい、角です。審議会委員に選任いただいて、5期10年が経過いたしました。一定の役割を終えたということで、次の再任はないと判断いたしました。本当に公益代表委員の皆さん、そして、使用者代表の皆さん、そして労働局長以下、労働基準部賃金室の皆さん、そして、連合の仲間の皆さん、各委員には大変御指導御鞭撻賜り、大変感謝しております。大変ありがとうございました。この役割は、一旦は退かせていただきますが、本業の労働組合の専従の用務の方は、まだ、継続しております。すなわち、特定最賃専門部会委員の立場として、まだ出てくるかもしれませんので、引き続きよろしく願いいたします。

長い間ありがとうございました。

### 三井会長

それでは僭越ながら、今年度最後の審議会ということで、私の方から一言御挨拶をさせていただきたいと思います。コロナ禍が続いているなかで、皆さん真摯に御議論いただいてようやく広島県の県最賃930円というところまで上がってまいりました。求人サイトとか見てみても時給930円というような求人がたくさんありまして、けっこう我々の仕事があっちこっちで影響を与えて930円と

いう数字が重く世間で受け止められているという状況を認識しておる次第でございます。先ほど阿部局長が言われたように、来年加重平均 1,000 円にもっていくと岸田首相がおっしゃったようですが、そのためには、また、来年大幅な賃上げの予定、もしくは、目安額の提示が予想されて、なかなか、議論も紛糾すると思うのですが、とりあえず、最賃というのは、世の中から注目を浴びて、大変重要な仕組みでございますので、来年度も真摯に状況を受け止めて議論をしていければと感じておるところです。ちなみに、私、去年ちょっと病気が発覚して、入退院と検査繰り返して、特定最賃の審議全部ちょうど入院期間と重なって審議に加われなくて、非常に残念でございますが、不幸中の幸いということで、病気の方は服薬で、思っていたほど最悪というものではなくて、治療できるということで、ほっとしております。元気に暮らせておりますが、ただ、皆様方に昨年の9月から10月にかけて審議に加われず御迷惑をかけたところが心残りということでございます。ちなみに、私事にわたりますが、3月末で広大の方を定年になりまして、フリーになるわけでございますが、最賃の委員はまだ続けさせていただけるということですので、定年退職後も頑張っこの最低賃金の審議に尽力を尽くしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。

### 三井会長

それでは、次回審議会は、令和5年度の初回ですので、公開とさせていただきます。

以上をもちまして、第546回広島県最低賃金審議会を閉会いたしたいと思います。

皆様、お忙しい中早朝からお集まりいただき、ありがとうございました。